

南 ジュヌーブ Gunūb  
北 シャマル Shamāl

である。

アフリカの北の西端を、マグレブ Magreb と呼ぶ。マグレブは「西にあるもの」といふ意で、その本来の謂は「太陽の沈む」ことである。これに對して東のシャルク Sharq は「昇る」(太陽の)意味である。恰も日本語における「東」は「日むかし」であり、西が「去にし」であつて、何れも太陽を對照としてゐることに於ては變りがない。

次いで、南のジュヌーブ Gunūb は、ジアナバ ġanaba 「側面」の動詞であつて、「側の方に持つて来る」といふ意であり、北のシャマル shamāl も同様に側面の動詞である。而してこの場合、側面なる意義は、太陽に向つての左右の表現であることは云ふまでもない。太陽に向つての左は北であり、こゝからジュヌーブは同時に左側といふ意味を持つ。そして、左は凶を示すことから之を下に置き(北を下に

置き)、吉を意味する右を上にした(南を上置き)と考へてみることも出来やう。イド・リシーの地圖は彼等の當時における知識の結集であり、又他面、この一枚の地圖に彼等の海事思想を表現してゐるのである。

【附記】 イド・リシーの地圖を見ると、アフリカが實際よりもずつと東に延び、その端と前面の島々がワクワク (Waqwaq) と稱せられるのは、倭國、即ち日本であると推定せられる。或は支那の對岸に在るといふためかも知れないが、この問題は姑く措くことにしたい。



## 第三章 海の子アラビア人

アラビア人の本然の姿は教祖ムハンマッドも云へる如く、やはり「沙漠の子」である。牧畜を生業とし、物資交易のために隊商を組織して往來してゐたのである。國內乾燥不毛の地が多く、ために生活必需品を得るに極めて困難なる自然環境を打破して、之を海外に求めんとしたことは當然の結果である。されば「沙漠の子」なるがゆゑに、彼等は同時に「海洋の子」であつたのであり、亦あり得るのである。

亞語に云ふ「海」*bahr*の本來の意味には、「恐れさす」「當惑さす」といふことがあり、然も「海」によつて「望んでやまない」といふ意味を表現してゐることを併せ考へるならば、海洋は彼等にとつても命を的に活躍すべき恐しい世界であるが、尙且、生きんがために、望んでやまざる物資を海に求めるに至つた経緯が考へられるのである。先史篇に擧げた「涙の門」なる言葉などは這般の事情を何よりもよく

語るものである。

又、亞語における「船」はマルカブ *markab* と呼ぶが、この言葉は「動かす」「乗る」「制す」を表すラキバ *rakiba* なる動詞より來たものである。而して、船乗りのマッラーフ *malāh* 及び航海術のミラーハ *milāha* は、何れもマラーハ *malaha* (「鹽分のある」といふ動詞) に由來する。

以上を考察すれば、アラビア人は本來において海洋の子といふよりも、民族發展の事情に應じて海上進出の努力を拂つたものと見られる。かくて彼等は、後代に至つて始めて自から「先進國」と誇稱した歐米人を壓迫して、海洋に雄大なる活動をなしたのである。さりながら、歴史の已むを得ざる隆替によるとは云へ、彼等の現狀は餘りにも往昔と比して隔絶しすぎる。今や回教徒は、その勤行の一たるメッカ巡禮の旅においても、異教徒の船舶によらねばならぬ運命にある。

筆者は本史を草してこゝに至り、一つの興奮を覺えずにゐられない。イギリスの如きは、世界に散在する大植民地を有するとは云へ、而して又、そのゆゑに、一億



に近き回教徒を隸屬せしめて預使してゐるとは云へ、立場を代へてこの現實を見れば、英國こそ世界一の回教國となつてゐるとは云へないだらうか。されば、われわれは、大東亞の聖戰完遂の暁、輝かしく新秩序の樹立と共に、彼等も亦再び海に活動する民族たり、わが同志たり得ることを念願してやまない。

彼等は傳統を有する。二千年來、海に鍛へた血が流れてゐる。彼等にして優秀なる船舶を得、之を運用する術を會得したならば、彼等の血に傳はる古き生命をして、再び芽生えさせる機會が必ずや來るものと信ずるからである。

#### 第四章 土艦エルトグルルの悲運

##### I

われわれは前章までに、回教海事史の名残りを世界的に求めたのであるが、最後に之を我が日本に求めて語りたと思ふ。

元來、我が國と回教徒とは深い交渉を持たなかつた。僅かにその片影を元寇に認め得たにすぎない。従つて、彼等の俤を偲ぶべき資料にも乏しい譯であるが、茲に、南紀大島の檜野崎燈臺のほとりに聳え立つ、トルコ軍艦エルトグルル號遭難記念碑がある。(註一)

熊野灘の紺碧を眼下にし、然も魔所熊野灘の潮の唸りを日ねもす聞きつつ、この記念碑は何を物語るか。



日土交渉史の一頁に、明治十一年十一月九日、我が軍艦清輝號がトルコの首都コンスタンティノープルを訪問したことが記されてゐる。

清輝號の訪問は、トルコに一つの刺戟を與へたものと思はれる。即ちこの年の三月三日には事實トルコには城下の誓ひとも云ふべきサン・ステファノの條約を結んでロシアの軍門に降つて居り、同年六月に行はれたベルリン會議の結果、列強の利害關係の錯綜により僅かに緩和された、その年の秋であつたことを記憶すべきである。然もこの頃既に英のアジア制覇が現出してをり、世界各國はよく獨立を保つとは雖も、何等かの形式の下に英の世界制覇に服してゐたのである。この中であつて獨り日本が斷乎として外夷の侮りを受けない姿が、回教圏を代表する唯一の獨立國家トルコに如何なる印象を與へたかは、思ふに餘りあることである。

〔註一〕 トルコ語の發音の上から云へば「エルトゥルル」と呼ぶのが原音に近いとの事である。

〔註二〕 清輝號は明治十一年（二五三八）一月十二日出帆し各地に寄りながら、同年十一月九日コンスタンティノープル投錨、此處に同月二十日まで滞泊した。

その後、明治二十年（二五四七）小松宮彰仁親王殿下のコンスタンティノープル御訪問となるに及んで、時の皇帝アブドル・ハミット二世は（二五三六年—二五六年）その答禮使節を日本に派遣するに決し、二五四九年、海軍大臣のハッサン・フスニー・バシヤに之を命じた。當時トルコは先に云ふ如く歐洲列強の間に伍して國歩多難の折からであり、加之、遠洋航海の經驗なきため、訪日は容易ならざることであつたが、之を決行するに到つた所以のものは、主目的とする答禮使節派遣の外に、

一、トルコ艦の遠洋航海訓練

一、日土條約成立の促進

一、回教徒に對するトルコ海軍の宣傳

等を擧げることが出来る。

當時のトルコ海軍の内容と云へば、巡洋艦二、小巡洋艦四、その他海防艦を含めて漸く一七隻の微々たる陣容であつた。而してこの中から訪日艦として選ばれたの



が木造フリゲート型のエルトグルルである。この艦名はトルコ帝國の始祖と仰がれる英主の尊名であるが、その性能は次の如くである。

西紀一八五四年コンスタンティノール造船所にて建造

全長 50<sub>R</sub> × 25<sub>R</sub>

吃水 二〇六呎。深さ 二五六呎。二三四四噸。六〇〇馬力。速力一〇浬。

十五センチ砲八門。一五〇アームストロング砲五門。石炭積載量三五〇噸。

されば忌憚なく云へばエルトグルル號は老朽船であつた。二五四八年即ち訪日航海に出發の前年に機關部の修理をなしたが、之に當つたドイツ人は同艦に同乗するを拒んだ程であつた。

さてエルトグルル號は二五四九年七月十五日コンスタンティノールを出て訪日の途に上つた。この時の乗組員數は士官及び海軍囑託六一名、下士官及び水兵五四八名合計六〇九名であつた。尙この乗組員中には同年に兵學校を卒業した少尉候補

生十三名を算し、士官の内譯は、甲板部員二六名、機關部員一二名、造船技師一名、軍醫一名、陸上勤務員一名、樂長一名、その他技術官五名であつた。使節は海相の女婿エミー・オスマン・ベイで、<sup>(註)</sup>露土戰役當時ブレヅナ要塞を死守したオスマン・バシヤの孫と傳へる者もあるが、彼自身は、その然らざる旨を説き、シノーブ海戰(本書興隆篇第五章參照)の提督オスマン・バシヤの孫であることを語つてゐる。

然るに同艦は出帆後幾何もなくスエズにて坐礁し、その修理のために七月三十一日より九月二十四日まで滞在してゐる。それにしても、エルトグルルが入渠してゐたのは八月十八日より八月三十日までであつて、九月に入つてからの行動は不明である。これは多分、回教徒に見せてゐたのではあるまいかと思はれる節がある。即ちエルトグルル號は所謂舶來物ではなく、自國建造艦であつたからで、この點において一層誇らしげに回教徒に示したものと考へられるのである。

その後印度洋にては十月二十日ボンベイに、十一月二日にコロンボに寄り、此處〔註〕彼は出發の時は大佐であつたが、昭南に於て少將に進級した。



でも有力なる回教徒を招待した。次いで、二五五〇年一月二十日に昭南に着。此處では四ヶ月も滞在してゐる。尤もこの間に附近を航行し、東印度諸島の回教圏をも見舞つた。之を見てもエルトグルル號の宣傳はなかく大掛りであることが知られるが、何れにしても回教徒の軍艦がアデンを超えて印度洋に浮ぶのは四〇〇年目の事と云はれるから、これくらゐの宣傳があつても然るべきであつたらう。

さて昭南において提督、エミール・オスマンは十一月六日附を以て少將となり、バシヤ號を許されたが、使節のみが他國船便によつて訪日し、艦は昭南に止め置き度き旨を本國に要請したが、皇帝之を許さなかつた。かくて、サイゴン、香港、福州を経て明治二十三年六月七日横濱に投錨した。而して九月十四日午後一時本國の命により歸國の途に就くことになつた。この時、日本側よりは、何分にも老朽艦であるから十分な修理を施した上で出發するやうに忠告してゐるが、歸國を急ぐの餘り之を受け容れなかつた。

九月中旬といへば恰も二百二十日前後であり、海上最も注意を要する時である。

然も、エルトグルル號は九月十六日に熊野灘にさしかかり、その夜十時頃、「船甲羅」と呼ばれる暗礁に乗り上げたのである。

樫野在、高野友吉氏の談によれば「その夜九時頃に一大爆音を聞いた」と傳へられるから、恐らく難所を乗り切らんとした際、船體に龜裂が生じ、そこより海水浸入して、遂に機關の爆發となつたものと思はれる。いづれにしても、エルトグルル號は此處に船體を粉碎せしめるの運命に陥り、生存者僅かに六九名、他の五百數十名が熊野灘の藻屑と消えたのである。

われわれはこの時の詳細なる様子を、樫野崎の燈臺日誌によつて窺ふこととしたい。

## II

明治二十三年九月十六日 大風雨

土耳其軍艦沈没當時の状況



一、本日午後十時十五分、乃美權之尉當直中、外國人壹名肌體血染ニテ入來リ、依之速ニ瀧澤正淨方へ笛聲ヲ以テ通知セシニ、同名直チニ燈臺へ出頭、外人ニ面會尋問セシ處、土耳其國ト申スコトノミ辯ジテ其他ハ言語不通故少シモ不辨、只船體沈没ノ手眞似ヲスルノミ、然ラバ何カノ手當ヲ致サントセシ折柄、亦同國人九名來臺、其様ヲ見レバ何レモ肌體血染シ、都合拾名臨時手傳住室ニ於テ藥用及繃帶等ノ手當ヲナシ、ソレヨリ早速小使ヲシテ用辨方齋藤半之右衛門方へ通報セリ

九月十七日

一、午前五時五十分ヨリ七時三十分迄ノ間ニ土耳其人五十三名來臺、此ノ内重傷者六名、無難トモ覺シキ者八名程アリ、其他各輕傷者ニテアリキ、夫々藥用繃帶及食事等ノ手當セリ。

一、土耳其軍艦乗組六十三名ノ内、極輕傷ニシテ、壹人歩行セルモノ廿五人、本日

午前九時四十分、櫻野村大龍寺ニ轉宿致サセタリ、同時ニ櫻野村ノ醫師小林謙齋ナル者來臺、及用辨方亦同ジ

一、正午時二十分、大島村醫師伊達、松下ノ二名來臺、都合三名ヲ醫師ヲ以テ治療方ニ着手セリ。

……中略……

一、昨夜ヨリ本日ニ至ル土國負傷者ニ付テ費用シタル物品左記ノ如シ

- 一、豚油 拾四オンス 一、單膏 拾參オンス 一、ガーゼ 八オンス
- 一、リント 六オンス貳 一、硼酸 壹オンス 一、繃帶 三本、一、同三角巾 四枚 一、シート 七枚 一、寢臺上掛 一

(以上官物)

- 一、晒木綿 二反ト二丈 一、白米 一、薪 一、半紙

(以上私物)

一、右ノ外、乃美、瀧澤ノ兩名ヨリ施シタル物品數種アリ



一、土艦乗組員負傷者來臺到着六十三名、檳野浦へ到着六人、都合六十九人。

(中略)

九月二十日

一、午後一時二十分、ゼルマン(獨逸)國軍艦西北西ノ方一哩程隔テタル處迄來着、國旗ヲ揭示式禮アリ、尤風波ノ烈シキヲ恐レ當燈臺附近へ投錨スルヲ厭ヒ、即時、大島港へ引返シ投錨、土艦乗組員負傷者六十五名搭載セリ

(中略)

九月二十一日

一、午前十時、我が軍艦、八重山號東方ヨリ當沖合ニ到着、同艦ヨリ萬國信號旗内(八重山艦GQDW)ヲ揭示セラル

一、當方ヨリ信號示施ヲ揭示ス

一、同艦ヨリ(HF)ヲ揭示セラル

一、前同斷

一、同艦再ビ(GQDW)揭示シテ大島港へ向ケ航行セリ

(中略)

一、午後三時四十分ヨリ土艦乗組死亡者埋葬墓地ニ於テ砲發、葬儀ノ式ヲ執行セラ  
ル——(後略)

この記録によつて燈臺を中心として檳野崎村民の義侠的救援の様がよく窺はれるが、更に、昭和三年八月五日、遭難四十年祭の折の坂本隆<sup>(註)</sup>氏の式辭にもその様子を傳へてゐる。

「……(前略)由來檳野崎は甚しき斷崖絶壁なれば、ロクロを以て之を引上げざるべからず、其海波激くして、一時收容せしものも、復立どころに奪掠せられたることさへありたり。……(中略)而して、その最も困難なりしは屍體の分別なり、初め其難に遇ひ各々船艦を離れらるゝや皆上衣を脱したりと見え、等しくシヤツのみとなり、長大なる軀幹、加ふるに水腫甚しく、波濤のために頭髮は悉く

(註)坂本氏はエルトグルル遭難の時、南牟婁郡の役所の書記であつた。



脱禿し、著しく容態を異にせるを以て、日常起居を共にせし同僚と雖も之を指名するに難し、甚しきに至りては、一人を決定するに猶半日を要したることあり、然も残暑尙甚しく、其變質せんことを恐るゝを以て事を敏捷に進行せしめざるべからず。當時の慘狀を想起すれば實に悲愴を極む。……(後略)」とある。

その後(二十三年十月五日)、生存者及び遺品を土耳其に届けるべく軍艦金剛、比叻が神戸を發し、同年十二月十八日ポート・サイドをすぎ、回教徒の堵列せる裡を航し、十二月下旬ダルトネルス海峡に到着した。これを通過するにあたりベンケ港より土艦セルヒサル號が來り引き渡しを乞ひたるが、我が軍艦は君府にて直接引き渡しを望み、海峡通過を土政府の計ひにより許されて翌二十四年一月二日にコンスタンティノーブルに着いた。兩艦はドルマ・バフチエ宮殿の前に投錨したが、トルコ宮廷はこれを接待所とし艦長にメジディニ二等勳章を贈與された。

この顛末を見るに實に我が國は全く軍官民を擧げての到れり盡せりの待遇をなしてゐる。殊に昭和四年六月三日、畏くも 天皇陛下 大島に行幸遊ばされし際、

右、遭難記念碑に 御擧手の御會釋を賜つた。以て遭難者の靈も冥すべきである。

この事件は、回教海事史上より見れば、一つの挿話であらう。さりながら、日土交渉史上には忘れることの出来ないことである。單にトルコのみならず、回教徒全體にも深い感銘を與へた。

將來、回教徒の海上勢力が如何なる姿をとつて興隆するか、今日にして豫測は許されないまでも、その日を迎へるや、この事件は必ず一つの意義深い出來事として注目されることであらう。

## 〔後記〕

この章については左記の諸彦が親しく案内、又は尊き體驗談を筆者に語られ、大いに教へられ、又書籍拓本の貸與並びに寄贈を受けたことを茲に深謝を表したい。

大島村村長 永田市五郎氏

樫野燈臺長 岩谷直一氏

遭難者弔慰金を以てトルコに渡られ、爾來前後十八年彼地にあつて日土交渉のため盡力され



たる

近東貿易協會理事長 山田寅次郎氏

参考文献

日土親善永久の記念 エルトグルル號 土耳其大使館(寄贈)

日土修交五十周年記念特輯 日土協會(寄贈)

日土交渉史 内藤智秀氏著

トルコ特輯(回教圈)

第五章 楠葉入道西忍がことども

I

一體我が國人がアラビア人に接したるもその初りは、何時の頃であつたやらうか。これに就て續日本紀 孝謙天皇の天平勝寶六年(一四一四年)の條に、遣唐副使大伴古麻呂が唐朝に於ける年賀の際、外國使臣たちの席次を正して我が國を東畔第一となし、大食國(支那に於てアラビア國を指す)の上位にあらしめたといふ記事がある。これに依つて見れば、少くともこの年より以前に於て、既に我が遣唐使たちは當然何かの機會に大食國人に接してゐたことが考へられる。

次には、史實として疑はしいものであるかも知れないが、新羅三郎義光が兄義家を助けんとして奥州に下る途すがら、足柄山に於て豊原時秋に傳へた笙の秘曲の一



に、大食調の曲があつたと傳へられてゐるのであつて、ともかく大食調といふ名が盛んに行はれたものと考へることが出来やう。更にまた降つては允澎の「入唐記」の記事に依つて、享徳二年（二一一五年）支那に於て回々人館、或は朝廷などで彼らの文字を見、また我が國から齎した品々をも見せたといふことが知られるのである。

然し今こゝに見てゆかうとするのは、大乘院寺社雜事記に示された楠葉入道西忍のことに就てである。

## II

大乘院寺社雜事記の中に於て、西忍に關聯した記事を拾つてみると實に五十箇所以上にも上つてゐる。勿論その中には、單に彼の來訪したことを記録したのに止るものが三分の一ほどあるが、寛政二年（二二二一年）より文明十八年（二二四六年）に到る二十六年間に於て、年賀に來てゐるのを數へたゞけでも九回ばかりはあり、

また賞として屢々扇を賜つてゐる等のこともあり、何れにしても同書の筆者たる尋尊大僧正とは餘程親しい間柄であつたらうことが解る。このことは次に引く各條の記事を見れば、いよいよ明らかとなるであらう。

先づ長祿二年十月五日の條には「楠葉入道自昨日より古市に住宅此間者立野庄に住了、本來は北京者也、又去嘉吉比は南都押上に住了」とあつて、その住所が明らかにされてをり、文明六年十月四日の條には「西忍の子が來つて西忍（當時八十歳）が去月二十一日以來病臥してゐる旨を告げたのに對し「久しく見來者也、不便々々」とあり、文明九年十二月十四日の條には、彼が去る月の晦日に見たといふ夢のことを詳しく記録してをり、殊に文明十七年九月十日の條には「西忍入道（中略）今日退出無殊儀予三十一歳ヨリ參申今年既に以成四十五年大略日々參申、入道滿九十歳也昔事之人々進退等相語之成才學事共多之」とあり、また文明十八年二月十五日の條に「……於古市令入滅云々九十三歳不便々々嘉吉元年辛酉歲十月より見初至去月廿五日四十六年也この内在唐一年在之……」などと記されてゐる。更にその死後のこと



に就ても、長享二年二月十四日の條に於て「西忍第三年也不便々々」と述べ、明應六年二月十四日の條にも、「西忍入道西方院法印正忌日也」の記事を載せてゐるのであつて、終始深い關心が寄せられてゐることを知るのである。

扱て、この西忍は何が故に回教海史と關係があるのであらうか。それに答へるに當つて、先づ彼の出自を考察したい。

大乘院寺社雜事記の長祿二年十月五日の條に、西忍を天竺人子と述べ、また文明十八年二月十五日の條には「天竺人ヒンリ號唐人倉在二條殿之御地の内辰巳角三條坊門カラス丸也、彼ヒンリ之子也」なほ「少人之時名ムスル俗名天次」とあるのに依つて考へてみるのに、天竺人といふだけでは、何れの民族を指すかは分明でない（天竺人とは恐らく當時支那でいふ西域人を廣く指して呼ばれたものと思はれる）のであるが、更にムスルとあるのによつて、支那に於て「穆民」の語をあてゝゐる

ところのムスルマン、即ち回教徒であつたことが明らかとなるわけである。もつとも文明五年六月十七日の條、及び長享二年二月十四日の條には「天竺人西忍」とあるのであるが、これはさしたる深い意味を持つものとは思はれない。

次に文明十八年二月十五日の條に至れば「西忍の名字名楠葉事は西忍の母儀楠葉之者也、八幡領云々、仍母方之名字也、母は平家也、立野ハ此門跡坊人也、依之各奉公分也、無殊儀者也」とあるから、彼は回教徒を父とし、我が國人を母とした者であることが解るのである。これに就ては、從來母を大和の國楠葉の出身なりと解されてゐたのであるが、實際は大和に楠葉なる地名を見出すことができないのである（これは筆者の寡聞の故であるかも知れないが）。これは恐らく、同文中にある「八幡領云々」の一語より推して男山の石清水八幡に近い現在の大阪府北河内郡楠葉のことではなからうかと考へられる。尤も文字は異つてゐるけれども、字名に同じ楠葉があり、また大乘院寺社雜事記中の文明十三年五月廿八日の條にも「……自京都楠葉御發向……仍八幡道路雜治……」とあるから、河内の楠葉と看做してまづ



まづ誤りは無いだらうと思ふ。しかし一應さういふことにしておいて、これは後々の是正に俟ちたいものである。

次に彼の妻子に就てあるが、長男は備中守新衛門尉元次と言つて兵庫郷の政治などに活躍してをり、次男四郎左衛門は渡唐の際に行を共にして居り、三男は陽禪坊大定舜とて興福寺の金堂衆であつた。雜事記の記すところに依れば、西忍の妻は西忍の歿後わづか一年一月足らずの後、文明十九年三月七日に入滅してをり、また長子新衛門尉は、明應八年（二一五九年）二月七日に七十一歳を以て歿してゐることが記されてゐる。しかしてこの系類を見れば、西忍を回教徒として取り扱ふことはもとより妥當的ではあるまい。

唯こゝに思ふ可きは、ともかくも回教徒を父に持つて幼名を「ムスル」とまで呼ばれてゐたこと、またその後再度に互つて渡唐し、明との貿易に就ては、單に航海旅程のことに詳しかつたのみならず非常に有利な貿易品を提示して、裨益するところ多大であつた點であつて、これは當時の我が國にあつては相當注目されるべきこと

であつたに違ひない。

試みに今、西忍の活躍のあとを窺ふに足る可き記事を、雜事記中より拾ひ上げて行つてみたいと思ふ。

先づ文明五年六月十七日の條に於て、大唐國が日本國より未申の方、即ち西南方に相當するとなし、明州津（寧波）のことだと斷つてゐるのを見る可きであらう。

春は肥前國大島小豆浦より船出之、五十里南也

秋は同國後唐（五島の事）の島より船出之、五十里北也

其故は自八月至二月までは北風□ 自三月至七月までは南風也 秋風をば野分とも  
かりわたしたとも言也

歸朝は五月以後以申酉（西南西）の風出船也 此風をば「ませ」と云也

此ませ南に成事在之、又在まわりとて辰巳（東南）に成事在之、其時は高麗嶋に付事在之云々春の歸朝は大に不可然云々 可嫌之風北より吹故也



大唐南京 古都北京 今帝都 南北の間三千四百里 六丁一里也 仍日本道五百里也  
日本船の津、明州より北京の帝都までは日本道三百五十里也  
仍南京都は自明州相當南方て百五十里南也

また文明十二年十二月廿一日の條に

唐船の理(利)ハ不可過生糸也唐糸一斤二百五十目也 日本代五貫文也 於西國備  
前備中銅一駄代十貫文也 於唐土明州雲州糸ニ替之者四十貫五十貫ニ也者也云々  
又金一棹十兩ハ三十貫文也成糸者百二十貫或百五十貫ニ成也、スワウ日本一斤五  
十文或百文唐土一貫五百文分ニテ七百五十文ニ成七百五十文ハ紙錢サウ也一枚五  
文許者也云々

同兩目事大儀ノ藥ハ日本モ百六十目一斤也カンサウ、ケイシン風情ハ又日本モ二  
百五十一斤也 唐土一兩ハ十文也十六兩ヲ爲一斤日本ハ四文目或四文半爲一兩又  
日本布糸ハ四十目ヲ爲一兩大ニ令相違事共也新足アカマカ關ヨリ西ハ百文東ハ九  
十七文目也

と極めて詳細に互る記述によつて、通商の方策のことから利益に至るまでを説いて  
ゐるのである。

更に進んでは、同十五年正月二十四日の條において、

永享五年唐船ハ六艘也<sup>五</sup> 一號船ハ公方 二號船ハ相國寺 三號船ハ山名 四號船  
ハ十三人 五號船ハ三十三間御堂 次年六年進發了

此内四號船十三人者

赤松上座也 細川 讚州 畠山 武衛 一色 三條家 聖護院 三寶院 大乘院  
青連(蓮)院 善法寺 田中

四號船ハ二十反ホ也 入目新足事

三百貫文船賃 三百貫文同修理船道具 四百貫文船頭四十人給分此外十人許ハ  
船題方召仕物在之云々

五百貫文者糶米 水之桶楯等代 通事給分 御馬ノカヒ 鹽曾 ラウソク 藥以  
下



色々雜物用意之事共以五百貫成之仍一人別御出分事百二十貫文宛歟  
一人別外官一人・從一人・從二人 合三十九人

此外官并從ニハ有德之商人ヲ成カ秘事也十分一ヲ取故也 一萬貫ニハ千貫取之者  
也 日本到來物ニ代物ヲ付テ其分一ヲ取也計會仁ハ不可叶事也 段々可覺語事也  
云々

又十三人申合テ商人ヲ十餘人乘之也 其十分一ヲバ十三人シテ配分シ取之假令二  
萬貫ニハ二千貫ノ分一也商人モ一人別ニ二人計ノ從者ノ商人ヲ可召具者也 上下  
ニ船中人數ハ百五十人計ハ可然歟二十反ホノ船事也

假令外官方ニ四十人 船頭方ニ五十人計商人方ニ三十人計此外商人方可相計者也  
次於唐土又申合可成敗事在之王城へ可上分ハ於唐土定之人數イカホトノ分ヲ王城  
へ可上之由被被(衍カ)仰出テ後定事也此事大事也外官事ハ無是非商人ニハキカニ  
モ物ヲヲ、ク持タル大商人ヲ王城へハ可入事也是又第一秘事也 さ様ニアリテコ  
ソ十分一ニ德分ハアル事也云々

就中唐土エ可持物ハ假令百貫足ニテハ十色ニ物ヲ可持也其時節々々ニテ不定故也  
一物ニテ十倍廿倍ニ成事モ在之一物ハ一向ニ不立用シテアル物モアリ能々可學  
(覺)悟事也云々 イ王(硫黃)事ハ公方船計ニ積之假令申請ハ無違事也

ランコ皮 唐土ニテハ冬入者也 コ少 太刀 長太刀 ヤリ 銚子鋌 赤金 スワウ

吉扇

大綱如此者共也 又自唐土相計テ可持來物事

生糸第一用ニ立物也北絹 段子 金 蘿 シヤ香 道士ノ古衣 色々ノイン金也唐土ニテ

ハ指タル物ニテハ無、此方ニ德アリ皆取物共也タ、ミ入タル中ハ見事也五寸三寸モ大切 女房ノ古

衣裝モ同事也

以 上

永享ニハ第二度目ニハ珍大人ニ相伴テ六艘被渡之以上

寶徳ニハ十艘 一號船天龍寺 二號 伊勢法樂者(社) 三號 天龍寺 四號 探題 五號

嶋津申但不渡之 六號 菊池ブシヨ 七號 大内 八號 長谷 多武峯 九號 法樂者 十號



天龍寺

以上

(マ、イ) 文明年 一號船細川 二號大内 三號公方  
と記されてゐる。

彼の第一回の渡唐に就ての記事は、長祿三年十二月十四日(尋尊大僧正記補遺  
一)の條に出てゐる。

去永享三年(二〇九一年)唐舟御人數事

一號船室町殿 二號船相國寺 三號船山名 四號船三寶院 聖護院 大乘院 青蓮蓮院  
武衛 赤松 善法寺 田中 五號船 三十三間堂

同六年 唐舟御人數事

一號船室町殿 二號船相國寺 三號船 四號船山名 五號船 三十三間堂 六號船  
同

享徳元年唐舟

一號船天龍寺 二號船伊勢法樂者(社) 三號船天龍寺 四號船正福寺 六號船大ツモ

七號船大内 八號船多武峯 九號船法樂者 十號船天龍寺

五號船 嶋津雖中出勘合不渡之云々

同進物色々注文

赤金十五萬五千斤 スワウ十萬七千斤 イワウ卅七萬七千斤 太刀長太刀 一萬フリ

此外

イワウ別進 一萬斤 九號船追歸 イワウ二萬三千斤各百六十文目一斤

應仁元年(丁亥)以來御八講不能始行也(四三二下)

東西行

日本ハ自王城至奥州□三千五百八十八里

自王城至長門千九百七十八里

合五千五百六十六里

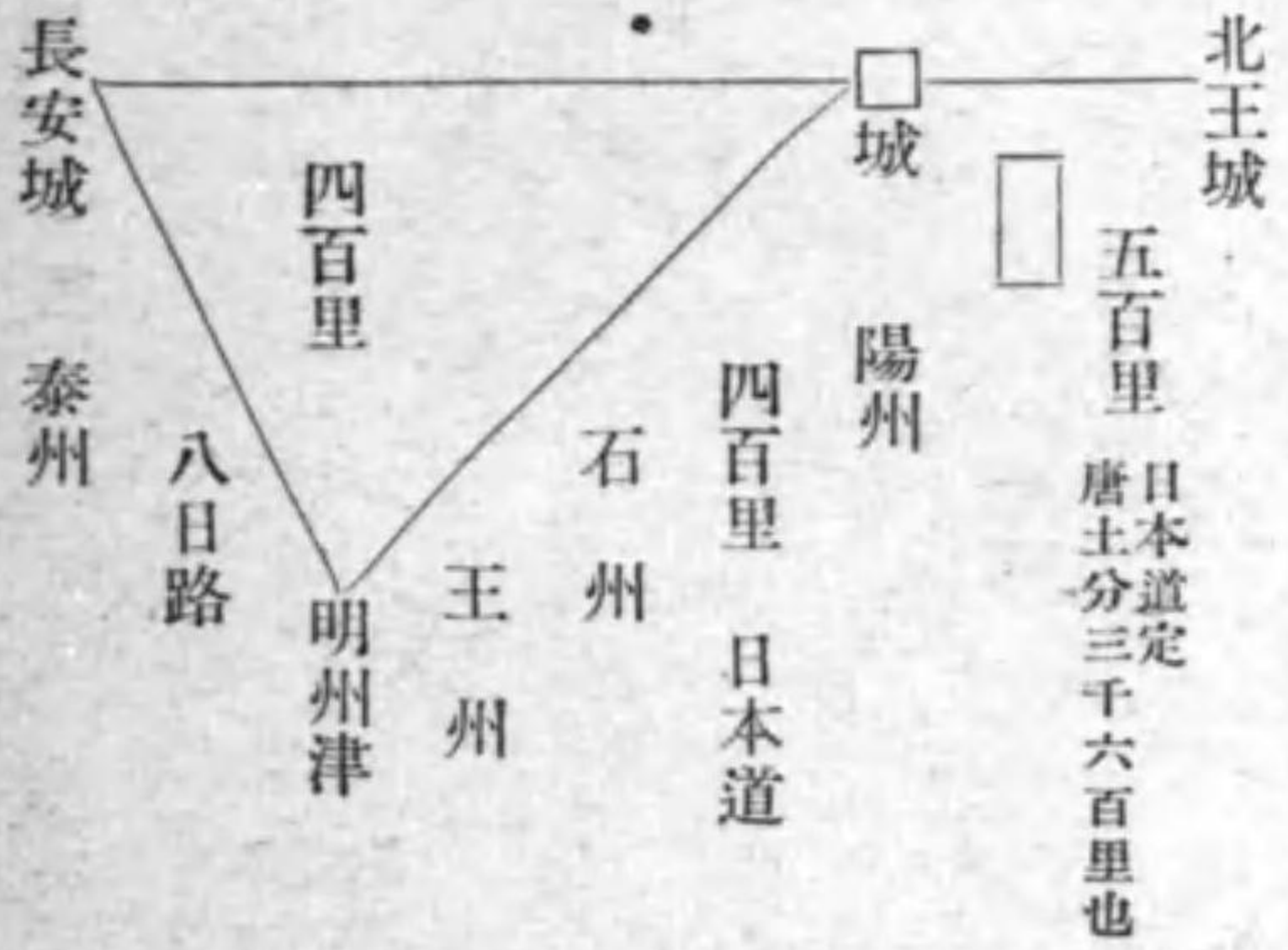
補遺篇



五百五十六个日

南北行

唐土北都長安城之間ハ九百里九十日也



唐 渡 事

春ハ肥前國南大嶋之小豆浦ヨリ進發 秋ハ同國北後唐ノナル戸ヨリ(進カ)發 北南間  
五十里春秋ニ相替者也

肥前國ヨリ至大唐國茶山明州津三百五十里自京都筑前ハカタマテ百八十里  
明州ヨリ北京都マテ <sup>九百里</sup>三百五十里 糸一斤二百六十目四貫三百

以 上

自明州南京都マテ四百里 日本道定

南京都ト北京都ト其間三千四百里 日本(道カ)五百里

南都ヨリ長安城ハ四百里 日本道自明州ハ二日道

春船ハ五十里 南ヨリ出之

秋野分ハ自北吹カキワクル

肥前國

秋北 大島小豆浦

補 遺 篇



春南 後唐ノナル□(戸カ)

日本道 五百里

南京北京ノ間三千四百里ツ、

明州ヨリ都マテ日本道三百五十里

(マカ)

次に第二回の渡唐については、文明十七年八月三日、及び同七日の條に詳細を極めた報告が見られる。

十七年八月三日

西忍入道 歳九十 一昨日渡唐船入目日記持來寶德度(三二〇九年)

十貫文 安藝國高崎エ船借用ニ下向糧物 三百貫船賃 三百貫船作事 四百貫船

方四十人別十貫

五十貫船トウ・カチトリ 四百貫ユワツ五萬斤 此内三百貫ハユソウ百貫ハ船チン 百貫四月ヨリ八

月マデ毎月十五貫文ツ、

船方御丁間水人別百人分船方マテ

百貫スミ・木・油・水榼・糲・ラウソク・茶・色々事・ミソ・シホ

六十貫通事二人給分

合千八百二十貫文 此内四百貫文ユワツノ方ハ普廣院殿御代ハ不可入

都玉室每度之下物注文

毎日本米一升白米 酒瓶半 麥粉 燒餅四 茶子ノ果子 シホ ミソ クキカ

ウノ物 スカ ニワトリ ヤキ 生カ サン小 薪 スミ

五今日ニ一度ニ毎日ノ分下行之

唐ハ景泰四年四月廿三日ニニホウ府ニ入八月六日都ニ上 九月廿三日十月三日、

八日、三度ニ都ヘ入

同五年二月廿八日都ヲ下南キン南キン四月九日ニ入同五月三日南キンヲ出テ同十

三日ワウ州ニツク同廿六日ニホウ府ニツク



衣裳日 十一月十二日ニ給之

進ス フス 從僧 コサ 以上僧ノ衣裝三ツ、

外官ニハロノ金織タル三ツ、

人凡ニハ北絹衣裝三ツ、又各衣裝一ツ、今度初也云々外官ニハ不給之

歸朝ニ引出物

進ス外官以下ニ人別北絹四反 ロ一反 沙一反 シユス一反 以上七反ツ、進ス

錢十貫 コサ外官ニ八貫ツ、

人凡ニハ北絹一反木綿一反三百五十人計也文明十七年八月七日(三四八下)

西忍來先曰進土疲唐相殘記持來明州 ニンホウフ 外官一人

前ノ記下行物毎日下行分也

柴四百五十斤 斤別百六十文目十六兩也七十二貫目相當數

炭 百五十斤 二十四貫目

花樹サシギ 十五兩 一兩別十文

茶 廿五兩 二百五十日

欄子ラシツ 百五十丁

酒一瓶 茶七斤計入ホトノ壺也

油三斤 十二兩 六百日

魚一斤半 二百四十日

菜三斤 四百八十日

白米五升 六合餘七合計器也 日本

以 上 外 官 方

人凡ニハ黒米二升宛

假令寶德渡唐ニ多武峯長谷寺兩寺ヨリ船一艘沙汰立之時ニ外官三人 藥師院 楠葉

七郎次郎 也此下ニ商人以下百人分 人凡ニテ召具之百人ハ外官三人之下人分也

一人ノ下ニ三十人餘也 此分ヲ毎日外官人下行物ニテ事ヲ成也。餘分ハ外官德分

也 外官一人ノ下ニ人ノスタナキハ外官ノ德分也(符カ) 米ハ人別ニ被下行之何十日



ナリ其明州ニ在國中ハ毎日此分下行也 船方四十人計在之明州河ハタニ木屋ヲ造テ候ニ船方へ下行物又在之數百人船人也 西忍之船分四十人船方也毎日下行物色々在之云々凡希代善政國也

最後に、これは西忍歿後のことに屬するのであるが、明應五年四月廿八日の條には、貿易の利益が三四倍になつたことを示してゐる。注意すべき事であるから附け加へておくこととする。

唐船三艘當年可歸朝也、各和泉堺地下人一万貫雜物積之、三倍四倍ニ可成之間、三艘ハ數万貫足也 自越中御所大内大友嶋津三人ニ爲兵糧米一艘宛被下之罷上可致運<sup>(家)</sup> 忠旨以御同書被仰出各畏人旨申入御請其御使春行定寛也 爲事實者商人共可迷惑者也 不思議ノ事也 日本王法冷落在之者、自異朝可自尊之由云々然上者以異朝寶可達本朝之本意事併前表歟

さて以上を要約するに、これはわづかに日明貿易の一齣を示すものに過ぎないのではあるが、然し、回教徒の血をひく者が我が國の對外通商の上に意義深い貢献を

なしたといふ事實が、この記録を通じてかなり詳細に窺ひ得られるといふことは、我々にとつてまことに幸ひなことである。また、廣大なる大東亞の南の海において交流した文化のあとを、既に四百數年の昔に溯つて辿り得る事實を思ひみる時、大東亞に於て我が民族の有する使命も、その由るところ決して淺いものでないことが解るであらう。



(出版會承認)  
い 320803



**著者 略歴**

昭和二年、京都帝國大學文學部卒業、昭和九年五月以來、奈良女高師教授、昭和十七年十月、京都帝國大學講師

**主要著書**

エジプト史（世界文化史大系）  
ナポレオンとエジプト

昭和十九年一月十五日 印刷  
昭和十九年一月二十日 發行 (三、〇〇〇部)

定價 二圓四十錢  
税金相當額 九錢  
合計 二圓四十九錢

著者 岡 島 誠 太 郎  
岡 カ ジマ シイ タ ラ

發行者 奈良縣丹波市町三島 岡 島 善 次  
岡 カ ジマ シイ タ ラ

印刷製本所 奈良縣丹波市町川原城 天 理 時 報 社  
天 理 時 報 社 西 奈 一

發行所 奈良縣丹波市町川原城 天 理 時 報 社  
天 理 時 報 社 西 奈 一

配給元 東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社







終

